

2日介第 219号  
令和2年4月21日

各事業所 御中

日進市長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から障害福祉サービス等に係る本市の取扱いについて別紙のとおりお知らせします。

なお、この取扱いは現時点におけるものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国等からの通知で変更等があれば、その都度変更されることがありますので、ご留意ください。

問合せ 介護福祉課障害福祉係  
電 話 0561-73-1749  
住 所 470-0192  
日進市蟹甲町池下 268 番地

「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月10日付け2障福第633号愛知県福祉局福祉部障害福祉課長）において示されたとおり、事業を継続することが原則となっていますが、これまでの国等の通知を踏まえ、感染拡大防止の観点からやむを得ず在宅でのサービス提供を行う際は、利用者またはその家族へは、丁寧な説明を心がけていただき、下記のとおりの取扱いとしてください。

#### 記

##### 1 生活介護

サービス事業所の職員が利用者の居宅等への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行ったと市が認める場合とは、欠席時対応加算の算定要件（利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合）に加え、利用者の在宅時の健康管理に係る指導や日常生活を支えるために必要不可欠な支援（創作的活動又は生産活動の機会の提供等）を行う場合とし、別紙の様式1届出書と参考資料を事業所から本市へ提出する。

なお、利用者の障害特性や同居家族等の状況により必要な支援の内容が異なるため、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めるとともに、実施理由及び当該支援内容を記録するものとする。

##### 2 就労移行支援、就労継続支援A型・B型

居宅等でのサービス提供を行う場合には、個別支援計画に支援内容、作業活動、訓練等を記載するとともに、必要に応じて利用者の居宅等の環境整備に努めるものとし、別紙の様式1届出書と参考資料を事業所から本市へ提出する。

なお、居宅等における支援内容を明確にし、適切な支援に努めるとともに、当該支援内容を記録すること。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）5の（3）①ア中「常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること」とあるのは、「当該利用者が通所時に行っている作業活動、訓練等のメニューに準じた支援が行われるように努めること」と読み替え、①のイ～エを必須の要件として取扱い、①オ中「訪問又は在宅利用者による通所」とあるのは、「メール等」と読み替え、①のカ及びキについては、必須の要件としないものとする。

##### 3 就労定着支援

利用者の同意を得た上で、電話連絡その他の方法によって支援しても差し支えないものとする。

##### 4 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第4報）」問7において、当該取扱いを行う利用者については、本市に連絡すること。
- (2) 第4報問8において、「市町村が認める者」の取扱いについて、「当該利用者の障害特性等を踏まえ、適切に支援を提供できると事業所が判断する者」とし、その場合、事前に利用者やその家族等に説明し、同意を得るとともに、本市に連絡すること。

## 5 移動支援事業

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援推進室事務連絡）を踏まえ、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合について、以下のいずれも踏まえた場合には、移動支援を実施したものと取り扱うことを可能とする。

- (1) 他障害福祉サービスにて代替することが困難であること。
- (2) 時間短縮・自粛した場合には、請求書提出時に次の内容が分かるよう任意の資料の提出又は記録表への記載を行うこと。
- ア 対象者の氏名  
イ 本来の目的地・本来の支援時間  
ウ 支援した内容  
エ 他サービスの代替ができない理由（移動支援が必要な理由）

## 6 地域活動支援センター事業

サービス事業所の職員が利用者の居宅等への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行ったと市が認める場合とは、上記1生活介護の欠席時対応加算の算定要件に加え、利用者の在宅時の健康管理に係る指導や日常生活を支えるために必要不可欠な支援（創作的活動又は生産活動の機会の提供等）を行った場合とし、別紙の様式1届出書と参考資料を事業所から本市へ提出する。

なお、実施理由及び当該支援内容は記録するものとし、各月の事業費請求時において以下が分かるように提出するものとする。

- (1) 他障害福祉サービスにて代替することが困難であること。
- (2) 時間短縮・自粛した場合には、請求書提出時に次の内容が分かるよう任意の資料の提出又は記録表への記載を行うこと。
- ア 対象者の氏名  
イ 本来の支援時間

- ウ 支援内容を記録したものの写し
- エ 他サービスの代替ができない理由

#### 7 相談支援事業

サービス利用計画の実施（モニタリング含む）について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話やメール等の照会により行って差し支えないものとする。

なお、計画確認のための利用者の署名は、必ずしも必要ないものとする。

#### 8 その他

これらの取扱いは現時点におけるものであり、今後の新型コロナウィルス感染症の感染拡大の状況や国等からの通知内容の変更等があれば、その都度、変更の可能性がありますので、ご留意ください。

(問合せ　日進市健康福祉部介護福祉課障害福祉係　電話 0561-73-1749)